



暑中お見舞い
申し上げます

ハンズ通信

編集発行

TOUGH SHOP 広島
代理店 株式会社ハンズ

〒730-0051
広島市中区大手町3丁目7-2
TEL. 082(544)6311
FAX. 082(544)6312

◆ 8月の税務と労務

8月

(英月) AUGUST

11日・山の日

- 国 税 / 7月分源泉所得税の納付 8月10日
- 国 税 / 6月決算法人の確定申告 (法人税・消費税等) 8月31日
- 国 税 / 12月決算法人の中間申告 8月31日
- 国 税 / 9月、12月、3月決算法人の消費税等の
中間申告 (年3回の場合) 8月31日
- 国 税 / 個人事業者の消費税等の中間申告 8月31日
- 地方税 / 個人事業税第1期分の納付
都道府県の条例で定める日
- 地方税 / 個人住民税第2期分の納付
市町村の条例で定める日

日	月	火	水	木	金	土
.	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31	.	.	.

ワン
ポイント

国の借金 国債と借入金、それに政府短期証券の残高を合わせた、いわゆる「国の借金」は今年3月末現在で1,241兆3,074億円と6年連続で過去最大を更新しています。医療や介護、年金などの社会保障費や新型コロナ対策への財政出動が要因で、日本の人口(約1億2,273万人)を基にした単純計算で国民1人当たりの借金は1,011万円超となっています。

日本銀行の「展望レポート」から読み解く経済・物価情勢



今年4月29日のN新聞のトップ記事は、以下の文章でした。
「日銀」粘り強く緩和継続」
一面では、公表した経済・物価情勢の展望（展望レポート）には、2022年度の物価上昇率は1.1%の見通しを1月時点の1.1%か

ら1.9%に引き上げた。物価上昇率2%の目標実現も現実味を帯びるが、日銀の黒田東彦総裁は「資源価格が上昇を続けるとは想定していない。2%目標にはなお時間がかかる」としています。

そして2面では、黒田総裁は28日の金融政策決定会合後の記者会見で「全体として円安はプラス」と強調したと報じています。

記事に出てきた「金融政策決定会合」は、毎月1回ないし2回開かれ、金融政策の方針を決めています。会合で決まった事は、その日の午後、日銀総裁が記者会見をして内容を説明します。

記事を理解する上でのキーワードは、金融政策決定会合および、日銀総裁の見解の背景であると考えられます。

このことを理解するためには、日銀展望レポート（正式名称は『経済・物価情勢の展望』、以下、「展望レポート」）を読み解くことではないかと思えます。

以下、展望レポートについて説明することにします。

一 展望レポートの予備知識

日銀（日本銀行）は、我が国の中央銀行であり、唯一の発券銀行として、発券のパワーを源に重要な経済政策である金融政策を担っています。

金融政策とは、お金には価値があり、その通貨価値の安定（つまり、物価の安定）のために金利などの調整を図る政策です。そして、「展望レポート」は、中央銀行自身の経済や物価がどうなるかの展望を国民に示すことで、政策効果の円滑な波及を図るために作成しています。

通常、経済白書等の資料は、過去、いま現在の状況分析はしますが将来予測はそれ程触れていません。つまり、予想めいたことを発表するのは容易ではないからです。

しかし、展望レポートは、日銀が経済や物価の見通しを示し、それに基づく今後の政策運営に対する考え方をまとめた資料ですからマスコミが注視するのは当然のことかもしれません。展望レポートは年4回公表され、大きくは「基本的見解」と「背

景説明」の二本立てからなります。

なお、展望レポートの「背景説明を含む全文」は資料が大部にわたりますので、今回は「基本的見解」を元に話を進めていきます。

二 「展望レポート」

2022年4月版

展望レポートの目次は、

- 1 わが国の経済・物価の現状
- 2 わが国の経済・物価の中心的な見通し
- 3 経済の中心的な見通し
物価の中心的な見通し
金融環境
- 4 経済のリスク要因
物価のリスク要因
金融政策運営

中身の構成は毎回、基本的に同じです。前記の2が、今後のGDP（国内総生産）に関わる内容ともいえ、前記3は、政策が実現するか否かのリスク要因を挙げています。

そして「4 金融政策運営」が展望レポートの結論です。

ここで日銀は経済・物価の情勢についての判断材料を示して政策を運営していきます。4月号では、第一の柱（中心的な見通し）で、「物価の安定の目標」に向けて徐々に基調的な上昇率を高めていくと考えられるとしています。

第二の柱（リスクの点検）で、経済の見通しについては、「当面下振れリスクが大きいですが、その後は概ね上下にバランスしている」。

また、物価の見通しでは、「当面下振れリスクの方が大きいですが、その後は概ね上下にバランスしている」としています。

金融政策運営については2%の「物価安定の目標」の実現を目指す、これを安定的に持続するために必要な時点まで、「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」を継続する、と整理しています。

三 政策委員の大勢見通し

繰り返しになりますが、日銀総裁の記者会見は、政策委員会・金融政策決定会合で決定された事を発表する場です。

そして、金融政策決定会合で決定された内容は展望レポートにまとめられている、ということとです。

ここで気になるのが、「政策委員会」ですが、日銀を一般の会社になぞらえれば「取締役会」です。

日銀HP「教えて！にちぎん」をみると、「政策委員会は、日本銀行の最高意思決定機関です。日本銀行の重要な意思決定は政策委員会で議論したうえで、多数決で決定されます。」

「政策委員会は、総裁、副総裁（2人）および、審議委員（6人）で構成されます。総裁、副総裁および、審議委員の任期は5年で、再任されることもできます。」と記載されています。

審議委員という名称から、中央省庁にある審議会の委員と混同される人もいることでしょう。中央省庁の審議会のメンバーは、みんな別の仕事（本業）を持っています。

日銀の審議委員もその名称から同様に思われがちですが、日銀の審議委員はフルタイムの本業として務めています。

〈表〉 2021～2024年度政策委員の大勢見通し

	実質GDP	消費者物価指数（除く生鮮食品）
2021年度	+2.0～+2.2（+2.1）	+0.1
1月時点の見直し	+2.7～+2.9（+2.8）	0.0～+0.1（0.0）
2022年度	+2.6～+3.0（+2.9）	+1.8～+2.0（+1.9）
1月時点の見直し	+3.3～+4.1（+3.8）	+1.0～+1.2（+1.1）
2023年度	+1.5～+2.1（+1.9）	+0.9～+1.3（+1.1）
1月時点の見直し	+1.0～+1.4（+1.1）	+1.0～+1.3（+1.1）
2024年度	+1.1～+1.3（+1.1）	+1.0～+1.3（+1.1）

—対前年度比、%。なお、〈 〉内は政策委員見通しの中央値。

話を戻します。

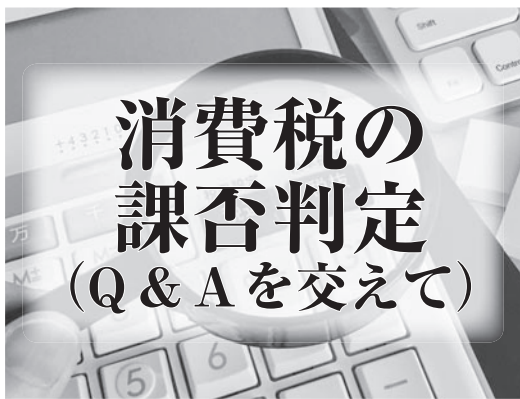
2022年4月の展望レポートには、2021～2024年度の政策委員の大勢見通しが掲載されています（上表を参照）。

この大勢見通しは、展望レポートを読むうえで非常に参考になります。見方を簡単に説明しましょう。

2021年度実質GDP（+2.1%）は、+2.0%～+2.2%の真中の値を出しています。そして、7名の政策委員の見通しには、+2.0%～+2.2%の幅があるということです（最大値と最小値の2名の値は除かれます）。

2022年1月の展望レポートでは（+2.8%）とされていますが、今回は2.1%に下がっています。2022年度も（+2.9%）で、1月時点の見通し（+3.8%）から下がっています。

消費者物価指数の方は、2022年度は1.9%で前回（1月）は1.1%でしたから引き上げたこととです（ちなみに冒頭の新聞記事はこれを紹介しています）。



消費税の課否判定 (Q&Aを交えて)

消費税のインボイス制度が来年10月から開始されるなど、税制では消費税関係が話題となっています。

一方、消費税においては、昔から経理担当者から解りにくいとの声も少なくないのが、「課否判定」です。

そこで今回は、消費税の課否判定についてQ&Aを交えながら確認してみます。

一 課税対象等の分類▼▼▼▼▼

消費税の課税対象等を分類すると図表のようになります。

図表

消費税の課否判定

課税対象	課税
	免税
	非課税
課税対象外	不課税

そして課税対象とされるのは、次の4つの要件の全てに該当するものとされています。

① 国内において行うもの(国内取引)であること

資産の譲渡又は貸付けが行われる場合において、その資産の所在する場所が国内であれば国内取引であり、国外であれば、課税対象外となります。

また、役務の提供が行われた場所が国内であれば、国内取引になり、国外であれば、課税対象外になります。

② 事業者が事業として行うものであること

法人が行う取引は全て「事業として」取り扱われますが、個人事業者の場合は、事業者の立場と消費者の立場とを兼ねてい

ますので区分して取り扱う必要があります。

③ 対価を得て行うものであること

寄附金、補助金などは、一般的に資産の譲渡等の対価に該当しないため、原則として課税対象になりません。

④ 資産の譲渡、資産の貸付け、役務の提供であること

以上①～④の要件に1つでも該当しない取引は、消費税の課税対象外、いわゆる不課税取引となります。

二 免税▼▼▼▼▼

国際間の取り決めで、「消費地課税主義」という見地から課税事業者が輸出取引や国際輸送などの輸出に類似する取引として行う課税資産の譲渡等については、消費税が免除されます。

三 非課税▼▼▼▼▼

課税対象となる取引であっても、消費という概念になじまないものや社会政策的な配慮から、以下のようなものは、課税が適当でない取引(非課税取引)とされています。

〈消費という概念になじまないもの〉

- ・土地(土地の上に存する権利を含みます)の譲渡及び貸付け(一時的に使用される場合等は除きます)

- ・有価証券、有価証券に類するもの、支払手段(収集品及び販売用は除きます)及び支払手段に類するものの譲渡

- ・利子を対価とする貸付金その他の特定の資産の貸付け及び保険料を対価とする役務の提供等

- ・特定の場所で行う郵便切手類、印紙及び証紙や、商品券、プリペイドカードなど物品切手等の譲渡

- ・国、地方公共団体等が、法令に基づき徴収する手数料等に係る役務の提供や外国為替業務に係る役務の提供

〈社会政策的な配慮に基づくもの〉

- ・公的な医療保障制度に係る療養、医療、施設療養又はこれらに類する資産の譲渡等

- ・介護保険法の規定に基づく、居宅・施設・地域密着型介護サービス等、社会福祉法に規

令和4年10月施行

社会保険（健康保険・厚生年金保険）の適用拡大



令和4年10月より、短時間労働者に対する社会保険（健康保険・厚生年金保険）の適用拡大が行われます。短時間労働者に対する適用拡大は、平成28年10月より被保険者総数が常時500人を超える適用事業所を対象として行われていましたが、今回の改正でさらに対象事業所の範囲が拡大されることとなりました。

一 対象となる事業所の拡大

対象事業所の拡大は、令和4年10月及び令和6年10月の2段階に分けて実施されます。

適用拡大前は、被保険者の総数が常時500人を超える事業所が対象とされていますが、今後は次のように、対象となる事業所規模が引き下げられます。

- ① 令和4年10月以降 被保険者の総数が、常時100人を超える事業所
 - ② 令和6年10月以降 被保険者の総数が常時50人を超える事業所
- 適用拡大の対象となる事業所規模を判断する際の「被保険者」とは、適用事業所に使用される厚生年金保険の被保険者（例えば、フルタイム勤務の従業員や、週の労働時間が通常の従業員の4分の3以上あり被保険者となっているパートタイマーなど）

をいいます。

そのため、今回の適用拡大により被保険者となる短時間労働者や、70歳以上で健康保険のみ被保険者となっている者については含めず、人数を算出します（日本年金機構「適用拡大Q&A集」より）。

また、法人は法人番号が同一の企業ごとに人数を算出します。支社や支店があり、支社等の人数は①や②を満たさない場合であっても、企業全体で当該人数を超える場合は適用拡大の対象となります。

二 適用拡大の対象者

(一) 要件の概要

適用拡大の対象となる短時間労働者は、次の①から④のすべてを満たす者です。

- ① 労働時間 週の所定労働時間が20時間以上であること。
- ② 賃金 月額8万8000円以上であること。
- ③ 勤務期間 継続して2か月を超えて使用される見込みがあること。

平成28年10月以降の適用拡大の際は「継続して1年以上使用される見込み」があることが要件とされていましたが、令和4年10月以降はこの要件が廃止され、一般の被保険者と同様の「継続して2か月」を超えて使用される見込みがあることが要件となります。

④ 適用除外

学生ではないこと。

(二) 運用上の留意点

前述の要件に関する運用上の留意点等を見ていきます（適用拡大Q&A集より一部抜粋）。

① 「週20時間以上」について

「1週間の所定労働時間が短期的かつ周期的に変動する場合」当該周期における1週間の所定労働時間を平均し、算出します（例えば「4週5休制」等で、各週の労働時間が異なるときは、当該4週間における1週間の平均所定労働時間）。

〈所定労働時間が1か月単位で定められている場合〉

1か月の所定労働時間を12分の52で除して算出します（1年間を52週とし、1か月を12分の52週とし、12分の52で除すこと

で1週間の所定労働時間を算出)。

〔特定の月の所定労働時間に例外的な長短がある場合〕

夏季休暇等のため夏季の特定の月の所定労働時間が例外的に短く定められている場合や、繁忙期間中の特定の月の所定労働時間が例外的に長く定められている場合等は、当該特定の月以外の通常の月の所定労働時間を12分の52で除して、1週間の所定労働時間を算出します。

〔所定労働時間が1年単位で定められている場合〕

1年の所定労働時間を52で除して算出します。

〔就業規則や雇用契約書等で定められた所定労働時間が週20時間未満である者が、業務の都合等により恒常的に実際の労働時間が週20時間以上となった場合〕

実際の労働時間が連続する2月において週20時間以上となった場合で、引き続き同様の状態が続いている又は続くことが見込まれる場合は、実際の労働時間が週20時間以上となった月の3月目の初日に被保険者の資格

を取得します。

② 「月額8万8000円以上」について

報酬は「月額8万8000円以上」か否かにより判断します。この金額を12倍した「年収106万円」が報道等で取り上げられることもありませんが、参考値として表されているものであって、加入判断の際には「年収106万円」を用いませぬ。

月額賃金8万8000円の算定対象は、基本給及び諸手当で判断しますが、以下のアからエまでの賃金は、加入対象となるか否かを判断する際の「月額8万8000円以上」には算入しません。

ア 臨時に支払われる賃金(結婚手当等)

イ 1月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与等)

ウ 時間外労働に対して支払われる賃金、休日労働及び深夜労働に対して支払われる賃金(割増賃金等)

エ 最低賃金において算入しないことを定める賃金(精皆勤手当、通勤手当及び家族手当)

なお、標準報酬月額を算定す

るときの報酬には、時間外労働等に対する割増賃金や通勤手当も含まれますが、短時間労働者が加入対象となるか否かを判断するときの「月額8万8000円以上」には割増賃金や通勤手当など含めないものがあることに注意を要します。

③ 「2か月を超えて使用される見込み」について

雇用時に2か月を超える見込みであった場合、結果として雇用期間が2か月未満になったとしても、被保険者の資格取得の取り消しはできません。

雇用期間が2か月以内である場合であっても、次のアまたはイのいずれかに該当するときは、定めた期間を超えることが見込まれることとして取り扱うこととし、最初の雇用期間を含めて、当初から被保険者の資格を取得します。

ア 就業規則、雇用契約書等その他の書面においてその契約が更新される旨又は更新される場合がある旨が明示されていること

イ 同一の事業所において同様の雇用契約に基づき雇用され

ている者が更新等により2か月を超えて雇用された実績があること

ただし、アとイのいずれかに該当するときであっても、労使双方により、2か月を超えて雇用しないことについて合意しているときは、定めた期間を超えて使用されることが見込まれないこととして取り扱います。

④ 「学生ではないこと」について

「学生」とは、主に高等学校の生徒、大学又は短期大学の学生、専修学校に在学する生徒等が該当します。

卒業した後も引き続き当該適用品業所に使用されることとなっている者、休学中の者、定時制課程及び通信制課程に在学する者その他これらに準じる者(いわゆる社会人大学院生等)は含まれません。

学生であっても、労働時間が通常の従業員の4分の3以上となる基準を満たす場合は、正社員等と同様に一般被保険者として健康保険・厚生年金保険の被保険者となります。

デフレは何故問題か

お金は、経済社会の血液（経済主体間を循環）の役割を果たしています。したがって、血液の循環（マネーフロー）が滞ることは経済社会にとって望ましくありません。

このお金の流通の中心的役割を果たしているのが金融機関です。つまり、金融とは、お金の不足している者がお金の余っている者から利子を支払うことを条件にお金を融通してもらうことです。

一方で、資金循環で大切なことは物価、つまり、体温です。物価が上がる（体温が上がる）ことをインフレ、物価が低いことをデフレと言います。景気が低迷するとデフレになります。我が国では、「1990年末以降デフレ、最近ではデフレではないがデフレから脱却していない」と言っています。

デフレのメカニズムは、図の通りです。

① デフレのメカニズムは、一般物価が下落しますと実質金利が上昇するため、債

務者から債権者への所得移転が起こる。

② このとき債務者の方が債権者より所得に対する支出性向が高ければ、経済に対するデフレ圧力が強まる。

③ 情報の非対称性の下で、債務者の純資産の減少を懸念した金融機関が債務者への貸し出しを減らすと、経済へマイナス効果を増幅させる。

〈図〉デフレのメカニズム



なお、担保は借り手と金融機関の間に存在する情報の非対称性を緩和しますが、この担保価値が下落すると借り手が倒産した時の回収率が低下するため、金融機関は貸し出しに消極的になります。

〈参考〉

IMF（1999年）は、デフレを「少なくとも2年間」継続的に物価が下落している状態と定義しています。

ズーニンの法則

「ズーニンの法則」をご存知ですか。「初動の4分間の法則」とも言われています。何か新しいことや重要なものに面倒くさいことに取り組む時や日々の退屈なルーティンに取り掛かる時、腰が重くなるという経験を誰しもお持ちだと思いませんか。そんな時にまず4分間集中する、そしてその4分間がうまくいけば後は慣性の法則が働

き、作業を億劫に感じることもなく効率良く継続していくことができるというのがズーニンの法則です。これは人との出会いにも当てはまるようです。人の第一印象もおおよそ4分間で決まることが大半で、4分間継続して上手く接することが出来れば相手には印象が良く映り、その後会話が続きやすいという実験結果が出ています。

いろいろな見方～鳥、虫、魚、コウモリの目で見ると

物事の見方を生き物で例える事があります。

「鳥の目で見ると」。全体的に見る必要がある時に「鳥の目で見よう」と言います。

「虫の目で見ると」。複眼的に問題を見て対応・対策し、変革につなげるという場合です。企業が物価の上昇、品薄・納期の遅れ、賃金の値上げ等課題が多い時。このようなリスク時には、「虫の目で見ると」が必要になります。

「魚の目で見ると」。物事を流れで見るとのことです。経済社会の潮流は、デフレからインフレへの傾向が見られる、いわゆる不景気の中で物価の上昇の可能性がある。企業にとっては、価格転嫁が課題となっています。

最後に「コウモリの目で見ると」。反対・逆さまからの視点・視野で見るとのことです。理念や信念に沿って、世の中の流れに逆らうことが必要な時もあります。あきらめない不屈の精神が要求されるでしょう。